

【参考】

療育手帳と福祉制度

療育手帳を所持している方が利用できる福祉制度の一部を紹介しています。
制度の詳細、利用については、各窓口にお尋ねください。

制度の名称	手帳の区分				窓口 (備考)
	A1 最重度	A2A3 重度	B1 中度	B2 軽度	
県営住宅の特定目的住宅	○	○	○	×	住宅供給公社または各管理事務所
総合支援法によるサービス	—	—	—	—	市町村 (ホームヘルプ、行動援護、短期入所(ショートステイ)など各種のサービスが受けられます。この制度の利用に関しては療育手帳の区分とは別の「障害程度区分」の判定が必要になります。)
地域生活支援事業	—	—	—	—	市町村・相談支援事業所 (相談支援、移動支援などが受けられます)
所得税・住民税の控除	○	○	○	○	税務署 (源泉徴収の場合は各事業所)
自動車税・取得税の減免	○	○	○	×	県税事務所(軽自動車は市町村) ※判定機関の証明書や、通学・通所・通院等の証明が必要な場合があります。 ※H24年度からは、排気量による減免上限額が設定されず。
定期預金等の利子非課税(マル優)	○	○	○	○	金融機関、郵便局
相続税の控除	○	○	○	○	税務署(特障Aは加算あり)
贈与税の非課税(特別障害者扶養信託)	○	○	×	×	税務署
NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	NHK (福祉事務所の証明書を提出。各種要件があります)
心身障害者扶養共済制度	○	○	○	○	市町村
障害基礎年金	(○)	(○)	(△)	(△、×)	
特別障害者手当	(△)	(△)	(×)	(×)	市町村 (年金、手当には各規定があり、支給要件が異なります)
特別児童扶養手当	(○)	(○)	(○)	(×)	※()はおおまかな目安を示す。
障害児福祉手当	(○)	(△)	(×)	(×)	

税・手当等

制度の名称	手帳の区分				窓口 (備考)
	A1 最重度	A2/A3 重度	B1 中度	B2 軽度	
医療					
重度障害者医療費支給制度	○	○	×	×	市町村
福岡障害者職業能力開発校	○	○	○	○	ハローワーク(公共職業安定所) 所在地)北九州市若松区大字壺住1728-1 TEL 093(741)1340
福岡県障害者雇用支援センター	○	○	○	○	ハローワーク(公共職業安定所) 所在地)久留米市百年公園1-1 久留米リサーチセンタービル3F TEL 0942(34)4400
職業					
福岡障害者職業センター	○	○	○	○	ハローワーク(公共職業安定所) 所在地)福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F TEL 092(752)5801 ・北九州支所 北九州市小倉北区萩崎町1-27 TEL 093(941)8521
障害者就業・生活支援センター	○	○	○	○	連絡先等はハローワーク(公共職業安定所)・市町村へ問い合わせを
交通					
JR、航空機等交通運賃割引	○	○	○	○	各窓口到手帳を提示して券を購入 (Aの場合介護者割引あり) ※利用する交通機関によって、割引対象や区 間が異なります。
タクシー運賃割引	○	○	○	○	支払いの際手帳を提示 (1割引)
有料道路通行割引	○	○	×	×	市町村
駐車禁止除外指定車標章	○	○	×	×	警察署

○：該当 △：一部該当 ×：非該当
重複障害A3＝「重度」とみなす

※その他、携帯電話利用料金割引など、企業が独自に実施している制度もあります。